

資料編

1 区民等の意見の反映

区民（被保険者）、医療関係者、介護事業者、学識経験者等により構成される介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定しています。また、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、計画素案段階で区民から意見を募集し、計画への反映に努めています。

さらに、本計画の策定にあたっては、区内在住の高齢者、要介護認定者、これから高齢期を迎えられる方、特別養護老人ホームの入所待機者、区内の高齢者向け施設の入所者の方、介護サービス事業所を対象とした「練馬区高齢者基礎調査」のほか、「在宅介護実態調査」および「施設整備調査」を実施しました。（15 ページ参照）

（1）介護保険運営協議会

① 練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 法第117条第1項の介護保険事業計画および老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の老人福祉計画に関する事項

(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 医療保険者（法第7条第7項に定めるものをいう。）の職員

(3) 医療従事者

(4) 福祉関係団体の職員または従事者

(5) 介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）の職員

(6) 学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

② 練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会の構成）

第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の委員の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 8人以内
- (2) 医療保険者の職員 1人以内
- (3) 医療従事者 1人以内
- (4) 福祉関係団体の職員または従事者 6人以内
- (5) 介護サービス事業者の職員 7人以内
- (6) 学識経験者 2人以内

（会長）

第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

③ 開催の経過

回数	開催日・会場	主な検討内容
第1回	平成30年8月3日（金） 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 委員委嘱および紹介 ② 区幹事および事務局紹介 ③ 会長・会長代理の選出 ④ 介護保険運営協議会について ⑤ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ⑥ 国有地を活用した特別養護老人ホームの整備について ⑦ 練馬の介護保険状況について
第2回	平成30年11月8日（木） 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 特別養護老人ホームの整備計画について ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について ③ 練馬の介護保険状況等について ④ 地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割について
第3回	令和元年5月23日（木） 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告 ② 第2次みどりの風吹くまちビジョンについて ③ 練馬区介護・障害福祉人材労働実態調査の調査結果について

		<p>④ 平成 30 年度保険者機能強化推進交付金の評価結果および交付額について</p> <p>⑤ 特別養護老人ホームの開設について</p>
第 4 回	令和元年 7 月 24 日 (水) 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室	<p>① 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</p> <p>② 高齢者基礎調査等について</p> <p>③ 国有地を活用した特別養護老人ホームの整備事業者の選定結果について</p>
第 5 回	令和元年 10 月 31 日 (木) 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室	<p>① 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る諮問</p> <p>② 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について</p> <p>③ 高齢者基礎調査について</p> <p>④ 検討課題と分科会の設置について</p> <p>⑤ 国における介護保険制度の見直しの動向について</p> <p>⑥ 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>⑦ 特別養護老人ホームの開設について</p> <p>⑧ 特別養護老人ホームの整備計画について</p> <p>⑨ 都市型軽費老人ホームの整備計画について</p> <p>⑩ 介護保険事業計画における計画値と実績値の比較について</p>
第 6 回	令和 2 年 4 月 23 日 (木) 書面開催	<p>① 練馬区高齢者基礎調査の結果(速報) について</p> <p>② 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 人口推計等(暫定版) について • 施策案 認知症高齢者への支援の充実 • 施策案 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備 • 国における介護保険制度の見直しの動向について
第 7 回	令和 2 年 5 月 26 日 (火) 書面開催	<p>① 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施策案 介護保険施設等の整備と住まいの確保 • 施策案 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進
第 8 回	令和 2 年 7 月 9 日 (木) 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室	<p>① 第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告</p> <p>② 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施策案 元気高齢者の活躍と介護予防の推進 • 施策案 ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進 <p>③ 新型コロナウイルス感染症に関する対応について</p> <p>④ 介護保険制度に関する検討課題</p>

第9回	令和2年8月28日(金) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<p>① 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 答申(たたき台) について • 検討結果報告書について (練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会) • 今後の検討スケジュールについて <p>② 練馬区立大泉ケアハウス民営化実施計画の策定について</p> <p>③ 特別養護老人ホームの開設について</p> <p>④ 特別養護老人ホームの整備計画について</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査体制の拡充について</p>
第10回	令和2年10月26日(月) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<p>① 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 答申(案) について • 計画(素案) の概要について <p>② 特別養護老人ホームの整備計画について</p> <p>③ 都市型軽費老人ホームの開設について</p> <p>④ 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>⑤ 高齢者・障害者へのサービス確保に向けた新型コロナウイルス感染症追加対策の実施について</p>
第11回	令和2年11月17日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<p>① 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 計画(素案) について
第12回	令和3年2月12日(金) 書面開催	<p>① 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案) について</p>
第13回	令和3年3月24日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	<p>① 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</p>

④ 第7期練馬区介護保険運営協議会委員名簿

(委員定数：25名 任期：平成30年7月1日～令和3年6月30日)

※ ◎：会長 ○：会長代理

(敬称略)

選出区分	氏名	所 属	
被保険者 (8人以内)	井上 昌知	公募委員(春日町在住)	
	岩月 裕美子	公募委員(高野台在住)	
	腰高 文子	公募委員(中村北在住)	
	嶋村 英次	公募委員(中村在住)	
	関 洋一	公募委員(三原台在住)	
	高原 進	公募委員(光が丘在住)	
	竹中 直子	公募委員(東大泉在住)	
	中村 正文	公募委員(光が丘在住)	
医療保険者 (1人以内)	小池 敏夫	日本情報機器健康保険組合 顧問	平成30年12月31日まで
医療従事者 (1人以内)	高橋 薫	練馬区医師会 在宅医療部介護保険対策担当理事	令和2年6月26日まで
	石黒 久貴	練馬区医師会 在宅医療部介護保険対策担当理事	令和2年6月27日から
福祉関係団体の 職員または従事者 (6人以内)	室地 隆彦	練馬区社会福祉協議会 常務理事・事務局長	平成31年3月31日まで
	大羽 康弘	練馬区社会福祉協議会 常務理事・事務局長	平成31年4月1日から
	長谷川 和雄	練馬区民生・児童委員協議会 代表副会長	
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長	
	林 紀雄	南大泉地域包括支援センター センター長	
	福島 敏彦	練馬区社会福祉事業団 理事長	
	山下 越子	練馬区シルバー人材センター 会長	
介護サービス 事業者の職員 (7人以内)	中村 哲郎	医療法人財団 秀行会 理事長	
	中迫 誠	田柄特別養護老人ホーム 施設長	
	大嶺 ひろ子	大泉学園高齢者グループホーム まささんの家 ホーム長	
	石黒 浩	居宅介護支援事業所ベスト・ケア練馬ステーション 事業部長	
	齋藤 弘	辻内科循環器科歯科クリニック リハビリテーション部部長	
	酒井 聖	ユーアイケアセンター 事業所長	
	小川 良馬	(有)小川材木店 取締役	
学識経験者 (2人以内)	◎市川 一宏	ルーテル学院大学 教授 学術顧問	
	○内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授	

(2) 区民意見反映制度に基づく区民の意見の募集等

区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、第8期計画（素案）の周知および区民の皆様からご意見を募集しました。

【提出された意見数等】

意見数 195件（意見提出者 15名・8団体）

① 区民意見反映（パブリックコメント）制度

ねりま区報（令和2年12月11日号）および練馬区公式ホームページにより、第8期計画素案に関する意見を募集しました。

【意見の募集期間】

令和2年12月11日～令和3年1月15日

【第8期計画素案の縦覧場所】

練馬区役所、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、はつらつセンター、敬老館、地域包括支援センター

② 関係団体等への説明

以下の関係団体等へ第8期計画素案について、個別に説明を行いました。

- ・ 民生・児童委員正副会長会
- ・ 練馬区老人クラブ連合会
- ・ 練馬区シルバー人材センター
- ・ 練馬区医師会
- ・ 練馬区歯科医師会
- ・ 練馬区薬剤師会
- ・ 在宅療養推進協議会専門部会
- ・ 練馬区障害福祉サービス事業者連絡会
- ・ 練馬区介護サービス事業者連絡協議会
- ・ 特別養護老人ホーム施設長会
- ・ 都市型軽費老人ホーム施設長会
- ・ 練馬介護人材育成・研修センター運営協議会
- ・ 練馬区社会福祉協議会
- ・ 練馬障害福祉人材育成・研修センター運営協議会
- ・ 練馬区地域包括支援センター運営協議会
- ・ 練馬区地域密着型サービス運営委員会

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、集合形式で行う区民説明会に代えて、区民意見反映（パブリックコメント）制度実施の際に、第8期計画素案を平易に説明する資料を作成し、併せて閲覧に供しました。

2 庁内組織による検討

計画策定にあたり、区職員から構成される練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置し、全庁的に検討を行いました。

また、第8期計画における6つの施策の方向性について、実務担当者により構成される3つの分科会を設け、集中的に検討しました。

平成27年10月1日
27練福高第1148号

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定および進行管理を行うに当たり、庁内の総合的な調整および情報の共有化を図るため、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針の検討に関すること。
- (2) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容の検討に関すること。
- (3) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況の把握に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、高齢施策担当部長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長および健康部長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長のうち委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第5条 委員会には、特定事項の調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢施策担当部高齢社会対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年7月13日28練福高第780号)

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。

付 則 (平成29年5月12日29練福高第281号)

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

別表 (第3条関係)

企画部	企画課長
危機管理室	区民防災課長
区民部	国保年金課長
産業経済部	経済課長
地域文化部	地域振興課長
	文化・生涯学習課長
	スポーツ振興課長
福祉部	管理課長
	障害者施策推進課長
	生活福祉課長
	光が丘総合福祉事務所長
高齢施策担当部	高齢社会対策課長
	高齢者支援課長
	介護保険課長
健康部	健康推進課長
	北保健相談所長
地域医療担当部	地域医療課長
	医療環境整備課長
都市整備部	住宅課長

練馬区 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第8期（令和3年度～5年度）

令和3年（2021年）3月

編集・発行 練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課

所在地 〒176-8501

東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-4584（直通）

FAX 03-5984-1214

電子メール koureitaisaku02@city.nerima.tokyo.jp

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。